七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年2月

七ヶ浜町

第 1 章 総 論

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援は、次世代を担う子どもたちの健全な成長を支え、家庭と地域がそれぞれの役割を果たし、すべての子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会を実現するための重要な課題です。わが国においては、共働き家庭が増加し、核家族化と少子高齢化が進展するなかで、子育てをめぐる環境はますます多様化し、地域・社会全体で子どもや保護者を支えるしくみが求められています。

2025 (令和7) 年度からの5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画は、2015 (平成27) 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、これまでの第1期と第2期の成果や課題を踏まえつつ、今後の子どもや保護者のニーズに応じて、必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を目的としています。教育・保育の提供と地域での子ども・子育て支援事業の計画的な推進に取り組み、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な子育て支援策を推進することで、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

2. 計画の位置づけ

第3期子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条で規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、この計画の推進にあたっては、「七ヶ浜町長期総合計画」を上位計画とし、国や県の計画等、または本町の各分野の計画との整合性に十分な配慮をし、新たな課題や社会情勢の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

3. 計画の期間

この計画の計画期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援のニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
				1					
				1,7					
第3期計画期間(必要に応じて見直し)								U)	

4. 計画の推進体制

子ども・子育てに関する施策は、保健や医療、教育、就労、生活環境など、行政ばかりではなく、地域住民、教育・保育施設、学校、関係機関、事業所など、さまざまな分野の人や組織と関わりがあります。

そのため、庁内の関係各課との連携のもとで計画の周知を図り、幅広い意見を吸い上 げ、地域が一体となって、子育て支援の体制づくりを進めます。

また、七ヶ浜町子ども・子育て会議において計画を踏まえたうえで、子育てについて の地域の課題を検討し、子育てがしやすいまちづくりに取り組みます。

5. 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、子ども未来課が事務局となり、七ヶ浜町子ども・子育て 会議や庁内の関係各課、町民、各種団体、関係機関等と連携し、計画の進捗管理を進め ます。

また、計画の進捗状況の把握や成果に関する評価は、計画で定めた成果指標や事業の実績などを用いて行い、取り組みの改善に反映させます。

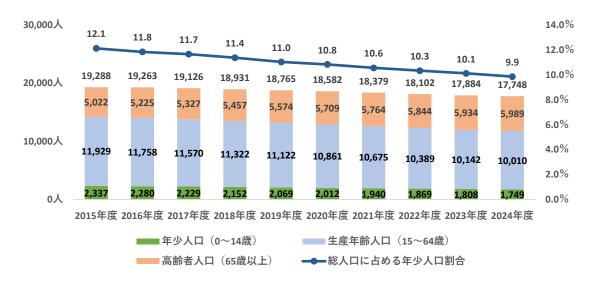
第2章

子ども・子育てを取り巻く本町の状況

(1)人口の推移

本町の人口は、減少傾向で推移しており、2024(令和6)年度で 17,748 人となっています。年齢3区分人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しています。総人口に占める年少人口の割合は、2024(令和6)年度で9.9%となっています。

■人口の推移

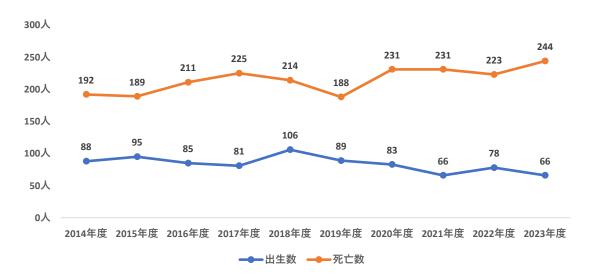


資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(2) 自然動態と社会動態

本町の出生数、死亡数は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。2023 (令和5)年度では、死亡数が出生数を 178 人上回っています。転入者数と転出者数は、2023 (令和5)年度は、転入者が転出者を 40 人上回る社会増となっています。

■出生数と死亡数の推移



資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

■転入者数と転出者数の推移



資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

(3)世帯の状況

本町の総世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は年々減少しており、2024(令和6)年度は、2.6人となっています。

■総世帯数と世帯あたり人員

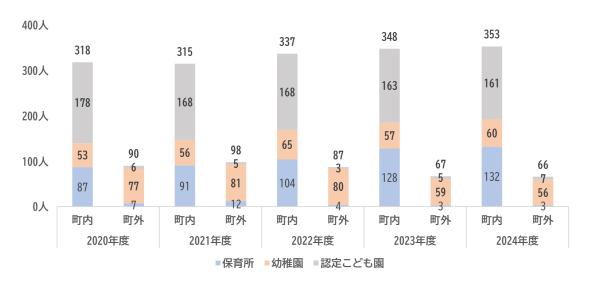


資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(4) 幼児期の教育・保育事業の利用状況

幼児期の教育・保育事業の利用状況については、ここ数年では、町内の施設利用が 増加し、その一方で、町外の施設利用が減少しています。

■教育・保育事業の利用状況



資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

(5)児童・生徒数

児童・生徒数については、減少傾向にあります。2024(令和6)年度は、小学生が754人、中学生が415人で合計1,169人となっています。

■児童・生徒数の推移

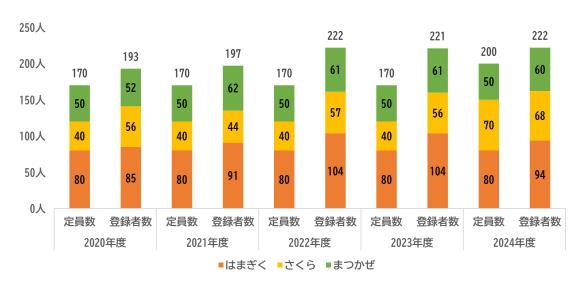


資料:教育総務課(各年度4月1日現在)

(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、登録者数が定員数を上回る状況が続いています。2024(令和6)年度は、定員数200人に対し、登録者数は222人となっています。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況



資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

第3章

第2期計画の取り組み

1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保

各施設と連携し、待機児童の解消に取り組みました。今後も待機児童の解消と教育・ 保育事業の質と量の確保に努めます。

■1号認定(3~5歳児)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	160 人	150 人	140 人	120 人	120 人
	確保量	160 人				
実績値		107人	104 人	111人	90 人	87 人

資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

■2号認定(3~5歳児)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
+ 市店	量の見込み	140 人	140 人	140 人	160 人	160 人
計画値	確保量	140 人	140 人	140 人	165 人	165 人
実績値		149 人	139 人	135 人	152 人	167 人

資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

■3号認定(0歳児)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	15 人	15 人	15 人	20 人	20 人
	確保量	15 人	15 人	15 人	21 人	21 人
実績値		4人	10人	9人	15 人	16 人

資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

■3号認定(1~2歳児)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度		
計画値	量の見込み	75 人	75 人	75 人	100人	100人		
	確保量	75 人	75 人	75 人	104人	104人		
実績値		59 人	62 人	82 人	91 人	83 人		

資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども未来課と子育て支援センターに専任の保健師と保育士が常駐し、子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、子育てに困難を抱える家庭の早期発見と支援に努めました。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	2 か所				
	確保量	2 か所				
実績値		2 か所				

※資料:子ども未来課(各年度4月1日現在)

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

親子が自由に遊べる場の提供や各種イベントの開催のほか、母子健康手帳の交付、乳幼児健診の会場として活用し、身近な相談支援の場としての周知に努めました。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
		5,000人/年	5,000人/年	5,000人/年	7,500人/年	7,500人/年
計画値	量の見込み	1 か所	1か所	1 か所	1 か所	1 か所
即凹下	7本/0.里	5,000人/年	5,000人/年	5,000人/年	7,500人/年	7,500人/年
	確保量	1 か所	1か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値		5,836人/年	7,525人/年	8,552人/年	8,806人/年	6,762人/年

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在、2024年度は12月末現在の実績値)

(3) 妊婦健康診查事業

指定医療機関において妊婦健診を行ったほか、指定医療機関以外の医療機関で妊婦健診を受診した場合の費用を助成し、必要に応じて専門職による訪問支援を行いました。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画店	量の見込み	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人
計画値	確保量	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人
実績値		1,016人	871 人	908人	808 人	619 人

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業)

助産師や保健師が乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育 環境などの把握に努めました。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
	確保量	100人	100人	100人	100人	100人
実績値		88 人	76 人	85 人	74 人	53 人

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の実人数、2024年度は12月末現在の実績値)

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談、指導や助言などを行いました。特に、若年妊婦や産後うつ等ハイリスクの産婦に対しては、医療機関や関係機関と連携して支援に取り組みました。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	15 人				
	確保量	15 人				
実績値		14 人	3人	6人	7人	4人

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値)

(6)子育て短期支援事業

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。実際の利用者はありませんでした。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	0人	人 0	人 0	人 0	0人
	確保量	0人	0人	0人	0人	0人
実績値		0人	0人	0人	0人	0人

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在、2024年度は12月末現在の実績値)

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を受けたい人 (利用会員) と子育てのお手伝いを行う人 (協力会員) が、 地域で育児の相互援助を行う事業です。町社会福祉協議会が補助事業として実施しまし た。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	10 人/年				
即凹下	確保量	100 人/年	100人/年	100 人/年	100 人/年	100 人/年
実績値		52 人/年	47 人/年	9人/年	1人/年	29 人/年

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値)

(8) 一時預かり事業

遠山保育所で乳幼児の一時預かりを行いました。また、町内の幼稚園では、在園児を 対象とした預かり保育を行いました。

■一時預かり(遠山保育所)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画店	量の見込み	1,500人/年	1,500人/年	1,500人/年	1,000人/年	1,000人/年
計画値	確保量	1,700人/年	1,700人/年	1,700人/年	1,200人/年	1,200人/年
実績値	•	1,310人/年	1,164人/年	474 人/年	809 人/年	321 人/年

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値)

■預かり保育(各幼稚園)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	3,100人/年	3,100人/年	3,100人/年	3,100人/年	3,100人/年
可凹但	確保量	3,200人/年	3,200人/年	3,200人/年	3,200人/年	3,200人/年
実績値		2,936人/年	2,807人/年	2,784 人/年	2,544人/年	2,635人/年

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値)

(9)延長保育事業

町内の認定こども園や保育所等で、通常の保育時間外の保育を行いました。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
4.市/古	量の見込み	30 人/年				
計画値	確保量	30 人/年				
実績値		27 人/年	15 人/年	24 人/年	28 人/年	24 人/年

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在の延べ人数、2024年度は12月末現在の実績値)

(10) 病児保育事業

実際の利用者はありませんでした。医療施設の整備や医療専門職の確保など、町単独 での体制整備が困難なため、関係機関や医療機関と連携して対応することとしています。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
計画値	量の見込み	0人	人 0	0人	人 0	0人
	確保量	0人	0人	0人	0人	0人
実績値		0人	0人	0人	0人	0人

※資料:子ども未来課(各年度3月31日現在、2024年度は12月末現在の実績値)

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

2020(令和2)年度から指定管理者制度により運営を委託し、効率的かつ柔軟なサービス向上を図りました。今後も、受託事業者と連携し、より良い環境づくりに努めます。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	量の見込み	170 人/年	164 人/年	162 人/年	159 人/年	200 人/年
計画値	確保量	170 人/年	170 人/年	170 人/年	170 人/年	200 人/年
	唯休里 	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実績値		140 人/年	149 人/年	157 人/年	165 人/年	158 人/年

※資料:子ども未来課(各年度の最大利用人数の日の数値、2024年度は12月末現在の最大利用人数の日)

第4章

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1. 調査の概要

(1)調査の目的

七ヶ浜町第3期子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、地域の人口構造や産業構造等の特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等に係るニーズや取り組むべき課題を把握するためにニーズ調査を行いました。

(2)調査票の種類と調査対象者等

①調査票「子ども・子育てに関するアンケート調査(未就学児用)」			
調査対象者	未就学児(0歳~5歳)の保護者		
調査件数	606 件		
	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現		
調査内容	状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・		
	利用意向に関する設問等		
②調査票「子ど	も・子育てに関するアンケート調査(就学児用)」		
調査対象者	小学生の保護者		
調査件数	789 件		
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希		
神旦竹台	望に関する設問等		

(3)調査の実施方法

住民基本台帳から、0歳~12歳までの子どもがいる世帯を無作為で抽出し、その保護者に、郵送による調査票の配布と回収を行いました。調査期間は2023(令和5)年12月1日から12月18日までです。

(4)回収結果

豆丛	未就学児童の保護者			小学生の保護者		
区分	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	606 人	259 人	42.7%	789 人	332 人	42.1%

2. 調査結果の概要

■問 宛名のお子さんと同居(2世帯住宅を含む)されている方と、同居されている家族全員(ご両親とお子さんを含む)の人数をご記入ください。(複数選択可、数字を記入)

同居の家族については、「母親」(未就学児 95.0%、小学生 91.9%)、「父親」(未就学児 93.4%、小学生 81.3%)、「兄弟姉妹」(未就学児 69.1%、小学生 76.5%)となっています。同居家族は、4人以上が過半数を占めています(未就学児 63.3%、小学生 71.7%)。世帯構成は「両親とこども」の世帯(未就学児 58.3%、小学生 57.2%)が最も多くなっており、核家族化が進んでいることが分かります。

回答	未就学児	小学生
1. 母親	95.0%	91.9%
2. 父親	93.4%	81.3%
3. 兄弟姉妹	6 9. 1%	76. 5%
4. 祖母	31.3%	25.9%
5. 祖父	26.6%	25.9%
6. その他	14. 7%	5. 7%
7. 無回答	0.4%	4.8%

回答	未就学児	小学生
1. 2人	5.0%	2. 4%
2. 3人	13. 1%	11. 4%
3. 4人	28. 2%	34.0%
4. 5人	21.6%	22.3%
5. 6人	13.5%	15.4%
6. 7人以上	12.7%	8.4%
7. 無回答	5.8%	6.0%

回答	未就学児	小学生
1. 両親とこども	58.3%	57. 2%
2. ひとり親とこども	3.9%	6.0%
3. その他世帯	37.5%	31.9%
4. 無回答	0.4%	4.8%

■問 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境を 選んでください。(複数選択可)

未就学児では、「家庭」(93.8%)、「幼稚園」(33.2%)、「保育園」(29.7%)の順に多くなっています。小学生では、「家庭」(91.6%)、「地域」(35.8%)、「幼稚園」(8.7%)の順となっています。

回答	未就学児	小学生
1. 家庭	93.8%	91.6%
2. 地域	17.0%	35.8%
3. 幼稚園	33. 2%	8. 7%
4. 保育所	29. 7%	6.9%
5. 認定こども園	22. 4%	4.5%
6. その他	1.9%	35.8%
7. 無回答	0.8%	3.6%

■問 子育てに関して、不安や負担を感じますか。(1つを選択)

「全く不安や負担を感じない」と「あまり不安や負担を感じない」を足し合わせると、未就学児で 47.1%、小学生で 35.5%となっています。一方で「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」をあわせると、未就学児で 29.4%、小学生で 32.2%となり、「不安や負担を感じない」という回答の方が多くなっています。 未就学児

回答	今回調査	前回調査
1.全く不安や負担を感じない	11. 6%	6. 1%
2.あまり不安や負担を感じない	35.5%	40.3%
3. どちらともいえない	22.8%	25. 2%
4. なんとなく不安や負担を感じる	19. 7%	22. 1%
5. 非常に不安や負担を感じる	9. 7%	5. 1%
6. 無回答	0.8%	1. 2%

小学生

回答	今回調査	前回調査
1.全く不安や負担を感じない	6.3%	6.3%
2. あまり不安や負担を感じない	29.2%	33.3%
3. どちらともいえない	28.3%	22.6%
4. なんとなく不安や負担を感じる	25. 3%	28. 0%
5. 非常に不安や負担を感じる	6.9%	8.3%
6.無回答	3.9%	1.5%

■問 (就労していない方は) 就労したいという希望はありますか。(1つを選択)

未就学児では、「1年より先、一番下の子どもが口口歳になった頃に就労したい」が50.8%と最も多くなっています。小学生では、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が35.7%で最も多くなっています。

未就学児

回答	今回調査	前回調査
1.子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	23.8%	27. 3%
2.1年より先、一番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい	50.8%	34.3%
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	17. 5%	30.1%
4. 無回答	7. 9%	8.4%

小学生

回答	今回調査	前回調査
1.子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	35. 7%	33.0%
2.1年より先、一番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい	21.4%	30.4%
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	32.1%	33.0%
4.無回答	10. 7%	3.5%

第5章 計画の視点

1. 教育・保育事業の充実

本町の実情に応じて、教育・保育事業の充実を推進していく必要があります。また、 安心して子育てができるよう、子育てに関する相談・支援体制の充実と有益な情報を十 分に得られるような環境の整備が求められます。

2. 子どもの健全な育成への取り組み

子どもが安心して生活し、かつ、健全に成長していくためには、地域全体で子どもの 成長を支援していく環境づくりが課題となっています。また、行政や学校、地域の関係 機関が協働・連携し、子育て家庭に寄り添う体制づくりが不可欠です。

3. 子育でに関する不安や負担の軽減

子育て家庭が育児への不安や負担、孤立感を抱え込むことは、子どもの心身の健全な育成を妨げるだけでなく、児童虐待など深刻な状態に陥りやすくなると考えられます。 関係機関が連携し、必要なときに適切かつ十分な支援を行うことができる体制の整備が 課題となっています。

4. 親と子の健康づくりへの取り組み

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠から出産、育児までを対象とした切れ 目のない親と子の健康づくりへの取り組みが必要です。また、親子の個別の状況に応じ た支援においては、関係機関の連携が不可欠です。

5. 子育てに困難を抱える家庭への支援

子どもの発育に不安を抱える家庭や、虐待のおそれなどから見守りを必要とする家庭など、子育てに困難を抱える家庭に対して、きめ細やかな支援が求められます。多様な家庭のあり方やニーズに対応するために、関係機関と連携した支援体制の整備が必要です。

第6章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第1期子ども・子育て支援事業計画は、基本理念を「つどう・つながる・ささえあう」 として策定し、第2期子ども・子育て支援事業計画では、「つどう・つながる・はぐく む」を基本理念として策定しました。

第3期子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、地域社会において、子どもが安心して暮らし、そして健全に育っていくまちづくりを目指して、「つどう・ささえる・みまもる」とします。

基本理念

一本計画の基本的な考え方-



包置多 含含混る 母寒もる



つどう 子どもが安心して 過ごせる環境づくり

親子がつどい、地域の中で交流を深めながら、子どもが安心 して過ごせる環境づくりに取り組みます。

ささえる 子育てを支援していく 地域づくり

子育て家庭の不安や負担が軽減できるように、「弧育て」を未 然に防ぎ、誰もが子育てを支援していく地域づくりに取り組 みます。

みまもる 子どもの成長を見守る 体制づくり

子どもが健やかに成長していくために、地域全体で子育て家庭を見守り、必要なときに適切かつ十分な支援を行うことができる体制づくりに取り組みます。

2. 施策の体系

基本理念をもとに、子どもと子育て家庭に関する施策を体系的に整理し、総合的な子ども・子育て支援への取り組みを行います。

基本理念	計画の視点	基本施策
つどう 子どもが安心して	○教育・保育事業の充実○子どもの健全な育成への取り組み	1. 教育・保育事業の質と量の 確保 2. 子どもの健全な育成への環
過ごせる環境づくり		境づくり
ささえる	○子育てに関する不安や 負担の軽減	3. 子育てへの不安や負担の軽減
子育てを支援して いく地域づくり	○親と子の健康づくりへの 取り組み	4. 親子の健康づくりへの体制の整備
みまもる 子どもの成長を	○子育てに困難を抱える 家庭への支援	5. さまざまな支援が必要な 子どもと家庭への支援体制 の整備
見守る体制づくり 		6. 児童虐待の防止

第7章

子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育事業の質と量の確保

●○現状●○

- ○子どもの健やかな成長を図るとともに、親の仕事と子育ての両立への支援を目的として、教育・保育事業の充実に取り組み、待機児童の解消に努めています。
- ○教育・保育事業に対する利用ニーズが増加し、また多様化しています。

●○対応の方向●○

○民間事業者とも連携しながら、保護者の多様な就労形態に応じた教育・保育事業の充 実を図ります。

	通常保育・延長保育	担当課	子ども未来課	
1	子どもの育ちを支える、より質の高い保育サ-	ービスの提供を図	ります。また、	
	保護者の多様な就労や核家族の増加を踏まえ、	延長保育の充実	こ取り組みます。	
	一時預かり・預かり保育	担当課	子ども未来課	
2	一時的に児童の保育ができない家庭を支援する	るために、遠山保	育所内での一時	
	預かりと各幼稚園での預かり保育を継続して	実施します。		
	私立の幼稚園・認定こども園への助成	担当課	子ども未来課	
3	教育・保育事業のさらなる充実を目的に、私立の幼稚園及び認定こども園に対			
	して、運営費の一部助成を行います。			
	障がい児保育と発達相談支援	担当課	子ども未来課	
4	個々の子どもの状態に合わせたきめ細やかな(保育の提供ができ	るよう、障がい	
4	児保育の体制づくりを進めます。また、関係#	幾関との連携と保	育者の療育につ	
	いての専門知識の向上を図ります。			
	専門職や保育者の専門能力の向上	担当課	子ども未来課	
5	子育て支援に対応する専門職や保育者の専門能力の向上を図るために、各種の			
	研修会を開催します。			

2. 子どもの健全な育成への環境づくり

●○現状●○

- ○子どもや子育て家庭の多様なニーズを満たす居場所づくりが求められています。
- ○創造性と感性豊かな子どもの人格形成のため、さまざまな体験活動の場づくりのほか、 地域や世代を超えた町民同士の交流の促進に取り組んでいます。
- ○犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みを地域全体で行うことで、子どもの健全な育成を図ることができる環境づくりに努めています。

●○対応の方向●○

- ○親や子どもたちが安心して過ごすことができる居場所や遊び場を整備します。また、 子どもから高齢者までのさまざまな年代の人たちが利用できる施設運営を行います。
- ○地域の中で子どもたちが幅広い世代と交流し、かつ、その人格形成と心身の健康づく りに役立つ取り組みとして、芸術文化、スポーツやレクリエーションの振興を図りま す。
- ○犯罪や交通事故による子どもの被害を未然に防ぐための取り組みを行います。

	広場・公園の管理運営	担当課	子ども未来課・建設課			
1	子どもたちが安心して快適に遊ぶことができ	る広場や公園の	管理運営を行い			
	ます。また、遊具等の安全点検を定期的に行います。					
	子育て支援センターの運営	担当課	子育て支援センター			
2	子育てを行っている親同士が交流する場とし	ノて、子育て支援	センターを活用			
_	し、子育て家庭の孤立を防ぐことで育児にオ	ける不安や悩み	の軽減を図りま			
	す。					
	放課後児童健全育成事業	担当課	子ども未来課			
3	3 日中に仕事で家庭に保護者等がいない児童に対し、放課後などに適切な遊び					
	生活の場(放課後児童クラブ)を提供します	0				
	託児サポート事業(ファミリー・サポート・	担当課	 子ども未来課			
4	センター事業)	1230杯	」この不不麻			
4	子育てでの援助を受けたい方と子育てでの援助を行いたい方とが登録し、相互					
	の同意により、託児や送迎などの子育てのサポートを行います。					
	学校教育支援センターの運営 担当課 教育総務課					
不登校などの課題を抱えた児童・生徒が安心できる居場所づくりのため						
3	学習センター内に学校教育支援センターを設置し、児童・生徒への教育相談					
	学習支援を行います。					

	グローバル人材育成事業	担当課	国際村
6	英語コミュニケーション能力の向上と異文化	理解をテー	-マに、乳幼児や園児、
	小・中学生等を対象とした英語力の向上と異	文化の体験	(学習に取り組みます。
	国際交流推進事業	担当課	国際村
7	異文化への理解と認識を深めるために、姉妹	都市プリマ	ス町との国際交流を図
	り、表敬訪問団・青少年訪問団を1年おきに	相互に派遣	します。
	七ヶ浜アロープログラム事業	担当課	国際村
8	健康寿命の延伸と地域での交流のきっかけて	•	代間での交流を図るた
	めに、スポーツダーツを活用した事業を行い		I
	文化芸術創造事業	担当課	国際村
9	文化芸術の創造・発信、地域の国際化の拠点		
	造性豊かな人材の育成を目指し、芸術鑑賞や		
	ントやミュージカルグループ NaNa5931 事業を		
4.0	安心・元気な地域社会づくり補助金事業	1-1-1	T
10	心豊かで活力のある、安心して暮らせる地域	•	的に、各地区が目主的
	かつ主体的に行う活動に対して補助金を交付		カトナン 4/ハマケ=m
		担当課	教育総務課
11	教育活動を通して活力ある地域社会と地域に開かれた学校をつくるため、町内		
	┃ の3つの小学校で行われる運動会において、: ┃ ☆がへ速して開催します	地区氏小麥	加りるノログブムを各
	│校が企画して開催します。 │ 英語を通したコミュニケーション力の育成	扣坐調	
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
12	│ 外国語指導助手(ALT)による指導により、小・中学校において英語を通し │ │ たコミュニケーション力の育成につながるプログラムを行います。また、児童 │		
	たコミューテーションのの骨成にごながるシ 生徒に対する英語検定料の補助を行います。	шууда	こことのなり。なた、元里
	地域学校協働活動推進事業	担当課	生涯学習課
13	¹²⁰³ 子校と地域の交流を活性化するため、学校支		
13	子校と地域の文派と石田にするだめ、子校文 また、地域コーディネーターの育成、家庭教		
	友好の町山形県朝日町との交流事業		生涯学習課
14	及好の町山ル宗朝口町との文派事業 異なる文化や風土を持つ地域との交流を図る	3——PI	
17	異なる文化で風工を持っ地域との文派を図る る山形県朝日町との相互訪問を継続して行い		
	生涯学習センターの運営	担当課	生涯学習課
15	工作子目にファージを日 文化芸術活動や生涯学習活動、各種のサーク		
13	スピム 加切や工程子自加切、日程のテーラ が自由に過ごし、交流する場として利用でき		
	図書センターの運営	担当課	生涯学習課
16			
. •	継続して開催します。	0 0 7 2 7 27	
	花と緑のまちづくり推進事業	担当課	生涯学習課
17	花と緑のまちづくり推進団体や地域住民の協		
	植栽し、美しいまちづくりと地域の交流を推	進します。	

	地区公民分館活動支援事業	担当課	生涯学習課
18	地域の交流促進や健康づくりなどを図る地区公民活動を支援するため、地区公		
	民分館事業への補助金を交付します。		
	家庭教育事業	担当課	生涯学習課
19	親子がともに学び、育ちあう家庭教育を支援す	するために	、子育てサポーター養
	成講座の開催、よみきかせ事業、ブックスター	ート事業を	:継続して行います。
	生涯スポーツ推進事業	担当課	生涯学習課
20	子どもたちが気軽に楽しみながら体力の増進	や心身の	建康づくりを図れるよ
	うに、子ども向けのスポーツやレクリエーショ	ョンの活動	を支援します。
	地域の歴史や伝統文化などの継承	担当課	歴史資料館
21	子どもたちが故郷について知り、また故郷への愛着を育むために、地域の歴史		
	や伝統文化を継承する取り組みを行います。		
	防犯体制強化事業	担当課	防災対策室
22	安心して暮らせる安全なまちづくりを目的に、関係団体と連携し、地域におけ		
	る防犯意識の向上と、地域での防犯活動に取り	り組みます	0
	危険ブロック塀等除却推進事業	担当課	防災対策室
23	通学路の安全を確保するため、所有者による危険なブロック塀の撤去を促進し		
	ます。		
	交通安全推進事業	担当課	防災対策室・建設課
24	交通安全指導車の巡回等による周知や春・秋の交通安全運動期間中の啓発運動		
24	の実施、高齢者を対象としたドライビングシミ	ミュレータ	―の活用により町民の
	交通安全意識の向上を図り、交通安全対策の	強化を推進	します。
	通学路交通安全プログラム事業	担当課	防災対策室・建設課・教育総務課
25	児童・生徒への防犯体制の強化と登下校時の3	交通安全を	確保するために、関係
	機関による通学路の交通安全合同点検を行いる	ます。	

3. 子育てへの不安や負担の軽減

●○現状●○

- ○子どもの健やかな成長のためには、乳幼児期における愛着の形成や、基本的な生活習慣の確立が重要です。親子やその家庭における子育ての課題は、多様化かつ複雑化しています。
- ○核家族化の進展や地域社会でのつながりが薄れてきたなかで、子育てにおいて不安や 負担、孤立感を抱え込まないように、妊娠期から出産・子育て期にわたっての切れ目 のない子育て家庭への支援が必要となっています。

●○対応の方向●○

- ○子育てをするうえで生じるさまざまな不安や負担、悩みなどの軽減に取り組むととも に、子育てにおいて孤立することなく、子育てについて学び、子どもを育てることの 喜びや幸せを実感できるように、支援体制の整備を進めます。
- ○子育てについて学ぶ場や親同士が交流を行う機会の充実に取り組みます。また、行政 と関係機関、地域住民が緊密な連携を図ることで、多様化している子育て家庭のライ フスタイルにあった子育て支援策の充実に取り組みます。

	こども家庭センターの運営	担当課	子ども未来課		
	地域における子育て支援の拠点として、専門職	による個別	川相談や情報提供の		
1	ほか、子育てや健康・保健に関するさまざまな不	安・悩み	こついて、関係機関		
	と連携して対応し、妊娠期から子育て期にわた	る切れ目の	Dない支援を実施し		
	ます。				
	発達・子育て相談支援	担当課	子ども未来課		
保健師、栄養士、保育士、心理士などの専門職が相談支援を行いま					
2	産後の心身のケアに関する相談のほか、子どもの	成長や発	達、家庭での生活状		
	況にあった育児の方法についての相談に対応し、	、親が子と	ざもとの関わり方に		
	ついて学ぶ機会を提供します。				
	不妊検査費・不妊治療費助成	担当課	子ども未来課		
3	不妊検査費と不妊治療費に対する助成を行い、	早期の不好	£検査の受診と不妊		
	治療の開始を促します。				
	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援	担当課	子ども未来課		
4	妊婦への給付金の支給を行います。また、妊婦の	心身の状態	態や生活環境等の把		
	握に努め、母子保健や子育て支援に関する情報抗	是供や相談	支援を行います。		

	子育てのための施設等利用給付事業	担当課	子ども未来課
5	子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るた	め、幼児期	の教育及び保育の重要
	性に鑑み、子どもが健やかに成長するための	支援を行い	\ます。
-	多子世帯支援事業(小学校入学祝金支給事業)	担当課	子ども未来課
6	第3子以降の児童を対象に、小学校入学祝金	<u></u> を支給しま	す。
	児童手当支給事業	担当課	子ども未来課
7	家庭等における生活の安定に寄与するととも	に、次代の	社会を担う児童の健や
	かな成長に資することを目的として、児童手	当を支給し	_/ ます。
	子ども医療費助成事業	担当課	子ども未来課
8	乳幼児及び児童の適正な医療機会の確保及び	び子育て家	庭における経済的負担
0	を軽減するため、18 歳到達の年度末までの	乳幼児及び	児童に対する医療費を
	助成します。	.	
	母子父子家庭医療費助成事業	1-1	子ども未来課
9	日子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を		
	は男子と現に扶養を受けている児童並びに3	-	い児童で構成されてい
	る、ひとり親家庭に対して医療費を助成しま		1
	心身障害児通園施設(まつぼっくり広場)の運営		0 - 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
10	子どもの発育と発達に不安のある子どもが通園し、保育を通じて心身の成長を		
	促します。また、親の養育への支援を行いま		h+ 1
	心身障害者医療費助成事業	担当課	健康福祉課
11	心身障がい者の医療費の負担を軽減するために、その自己負担分を助成しま		
	す。 	- □ \/ ==	かまであっていた三田
10	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	担当課	健康福祉課
12	小児慢性特定疾患児の日常生活を支援するた * * *	:めに、日常	生活用具の給付を行い
	ます。	+□ \//==	/p.a.cas ナニナー
12	11		は原福祉課
13	│ 障がいによる負担と医療費の負担を軽減する │ 手術や通院治療に対して給付を行います。)/こ0/)に、)写	リかいを除去・軽減する
	子例や週間治療に対して福刊を打います。 障害者自立支援給付事業	担当課	健康福祉課
14	 		
14	障がい有(先)の自立を支援するため、障害 介護給付、訓練等給付、補装具の支給や修理		
	「「「」」、「「「」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、	担当課	健康福祉課
15	障ちも心域エルス版事末 障がい者(児)の自立を支援するため、障害		
13			以にのの沙却又及、心
	スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課	教育総務課
16	スクールケークドルケーカー/ 		
	イ豆状、ホッレッド、虐恃なこ、こよこよな 保護者に対して、問題解決に向けての提案や		
		✓1× C 11 0	· U\ 9 0

4. 親子の健康づくりへの体制の整備

●○現状●○

- ○疾病などの早期発見と早期治療につなげるために、妊産婦と乳幼児が各種健診や予防 接種を受けることを勧めています。
- ○産後間もない時期の産婦の心身のケアや産後うつの予防、子どもの発達に関する相談 対応の充実など、母子の健康の維持と増進のための取り組みや、医療機関等との連携 の強化が重要です。

●○対応の方向●○

- ○妊娠期や産後の精神的な不安や負担の軽減を図るとともに、母子の健康づくりに取り組みます。
- ○子どもの心と体の健康づくりに向けた切れ目のない相談支援や情報提供を行います。 また、望ましい食生活の定着を目的に、食育に関する取り組みを推進します。

	W 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	乳幼児等定期予防接種事業	担当課	子ども未来課
1	伝染病の発生及びまん延を予防するために、	乳幼児等に	こ対する予防接種を行い
	ます。		
	妊婦健康診査事業	担当課	子ども未来課
2	妊婦の健康の保持と増進を目的に、母子健康	手帳の交付	け、妊婦に対する保健指
	導、健康診査を行います。		
	産婦健康診査事業	担当課	子ども未来課
3	産婦及び乳児への健康診査や心身の状態に応じた保健指導、育児・療育に関す		
	る指導や助言、相談対応を行います。		
	産後ケア事業	担当課	子ども未来課
4	母子の産後の心身のケアのために、医療機関	や助産院で	での産後ケアを実施しま
	す。		
	乳幼児健康診査・健康相談	担当課	子ども未来課
5	乳幼児の健康の保持と増進を図るために、乳	幼児に対す	ける健康診査と健康相談
	を行います。		
	歯科保健対策	担当課	子ども未来課
6	歯科健康診査を実施するとともに、親子の歯の健康に関する意識の向上を図る		
	│啓発活動に取り組みます。また、正しい歯み	がきの方法	まや口腔ケアの方法など
	の保健指導を行います。		

	食育推進事業	担当課	子ども未来課・健康福祉課			
7	食に対する親子の意識の向上を図るため、食育教室の開催や食育に関する啓発					
	活動を行います。					
	喫煙や飲酒、薬物の害についての健康教育	担当課	子ども未来課・健康福祉課			
8	妊産婦やその子どもを対象に、喫煙や飲酒、	薬物の害に	こついての健康教育を行			
	います。					
	乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業)		子ども未来課			
9	乳児のいるすべての家庭を助産師が訪問し、					
	や養育環境を把握します。また、子育てにつ	いての情報	服の提供と、養育につい			
	ての相談支援を行います。					
	養育支援訪問事業	担当課	子ども未来課			
10	▶ 養育において継続的な支援が必要な家庭を専門職が訪問し、専門職が相談、					
	導、助言その他の必要な支援を行います。	1 -				
	子育て世帯訪問支援事業	担当課	子ども未来課			
11	家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭を支援員が訪問し、その家庭が抱え					
	る不安や悩みに対応して、家事・育児等の支		ことで、家庭や養育環境			
	を整え、虐待のリスク等を未然に防止します		h 1 1			
	健康づくり推進事業	担当課	健康福祉課			
12	地域における町民の健康づくりの担い手とし		くり推進員を養成し、健			
	康づくりに対する町民の意識の向上に取り組		I			
	精神保健事業	担当課	健康福祉課			
13	町民のこころの健康づくりを目的に、こころ		- 1,-1,-1			
	│ や自殺予防についての啓発活動、ゲートキーパー養成講座の開催などに取り組 │					
	みます。					
	休日・夜間診療体制の確保	担当課	健康福祉課			
14	休日・夜間などの診療時間外の急患に対応できるように、近隣の自治体や医師					
	会と連携し、休日・夜間診療体制の確保に取	り組みます	Γ.			

5. さまざまな支援が必要な子どもと家庭への支援体制の整備

●○現状●○

- ○発達に不安を抱える子どもの成長とその家庭への支援を目的に、子どもの年齢や発達 の状況等に応じた相談支援に取り組んでいます。
- ○ヤングケアラーや子どもの貧困など、さまざまな困難を抱える子どもと家庭の早期発 見と早期支援が課題となっています。

●○対応の方向●○

- ○関係機関と連携し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた支援に取り組みます。
- ○子どもの健全な成長とその家庭が抱える問題の解決を図るために、関係機関と連携して対応する体制づくりを行います。

	相談支援体制の充実	担当課	子ども未来課								
1	子育て家庭が抱える困りごとについての相談	に対応し、	必要な情報の提供と支								
	援を行います。										
	子どもの発達の遅れや障がいへの対応	担当課	子ども未来課								
2	関係機関と連携し、子どもの発達の遅れや障	がいについ	Nて、早期での発見と支								
_	│援に取り組みます。また、保護者に対する相	談体制の発	で実を図るとともに、必								
	要に応じて療育支援につなぎます。										
	保育者への相談支援	担当課	子ども未来課								
3	発達の遅れや障がいのある子どもの保育につ	いて、保育	育者への個別の相談支援								
	を行います。										
	就学へ向けた支援	担当課	子ども未来課								
4	発達の遅れや障がいのある子どもの就学に向	けて、教育	育・保育施設と就学先、								
_	または療育機関との連携を図りながら、保護	者への情報	服の提供と子どもの実情								
	に応じた支援を行います。										
	ヤングケアラーへの対応	担当課	子ども未来課・教育総務課								
5	関係機関と連携してヤングケアラーに関する	情報収集	・実態把握に努め、対象								
	の子どもや家庭への相談支援を行います。										
	子どもの貧困への対応	担当課	子ども未来課・教育総務課								
6	貧困家庭に対して各種の支援に関する情報提	供や利用を	を促すとともに、関係機								
	関と連携した相談支援を行います。										
	不登校やひきこもり、いじめへの対応	担当課	教育総務課								
7	問題の背景にある要因に適切に対応しながら										
	校内での居場所づくり、保護者への情報提供	を行います	t.								

6. 児童虐待の防止

●○現状●○

○児童虐待については、単独の機関だけで問題の解決を図ることが困難な事例が多いと いわれています。そのため、家庭を取り巻く関係機関が情報を共有し、連携して対応 することが必要です。

●○対応の方向●○

- ○児童虐待を防止するための取り組みを継続的に行うとともに、関係機関が情報の共有 と連携の強化を図り、対応の拡充を進めます。
- ○児童虐待に対する相談体制をより拡充し、支援の充実に取り組みます。

	子育て家庭への総合相談事業の実施	担当課	子ども未来課
	こども家庭センターを拠点として、家庭内の		
1	に取り組みます。また、虐待のおそれのある	場合は、ホ	目談先の紹介や各種事業
	│の利用を促し、関係機関と連携した対応を行 [・]	うことで、	虐待の防止、早期発見・
	早期対応に取り組みます。		
	要保護児童対策地域協議会の活動	担当課	子ども未来課
	児童虐待の防止と、虐待への素早い対応を行	うために、	本町と各関係機関との
2	ネットワークを築きます。また、虐待に関す	る情報の共	共有を進め、児童虐待の
	早期発見とその後のフォローまでの対応の充	実に取り約	且むほか、町民に対して
	児童虐待に関する啓発活動に取り組みます。		

第8章

子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保の方策

1. 幼児期の教育・保育事業

(1)教育・保育の提供区域

「教育・保育の提供区域」とは、計画期間での教育・保育と地域子育て支援事業の「必要量の見込み」や「提供体制の確保の内容」、「それの実施時期」を定める際の単位となる市町村内の区割りを指します。

各市町村においては、地理的な条件や人口、交通事業その他の社会的条件、現在の教育・保育事業の利用状況、そのための施設の整備状況などの諸条件を総合的に判断して、 提供区域を設定する必要があります。

以上のことを考慮して、本町では、第2期計画と同様に、町全体を1区域として設定 し、各種の事業を推進していくこととします。

(2)教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園及び保育所(園)、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等)を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じた3つの区分(1号認定、2号認定、3号認定)があり、認定区分によって利用可能な施設や時間が異なります。

■教育・保育給付認定の区分

区分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳~5歳	保育の必要性なし(幼児教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳~5歳	保育の必要性あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0歳~2歳	保育の必要性あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育 事業

(3) 就学前児童と小学生の人口推計

人口推計については、今後、人口がこれまでと同様に推移すると仮定し、住民基本台 帳の2018年から2024年までの各年の4月1日時点の人口をもとに、コーホート変化率 法を用いて算出しました。

コーホート変化率法とは、基準年の性別・年齢別人口をもとにして、次の年の性別・年齢別人口を推計し、それを繰り返すことで将来人口を推計していく方法です。本町においては、近いうちに大規模なマンションの建設等の特殊な人口変動が見込まれないものとして算出しました。

■就学前児童と小学生の人口推計

年齢	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度									
0歳	82 人	90人	64 人	77人	70 人	66 人	64 人	62 人	60 人	58人
1歳	116人	84 人	90人	68 人	78 人	71 人	66人	64 人	62 人	59 人
2歳	90人	118人	94人	93 人	77 人	87 人	80人	74 人	71 人	69 人
3歳	119人	91人	120人	98 人	97人	81 人	92人	85 人	78 人	75 人
4歳	121人	121人	95 人	120人	102人	102人	85 人	97人	90人	82 人
5歳	112人	125 人	125 人	96人	123 人	105 人	105人	88 人	100人	93人
6歳	111人	115人	128 人	131 人	105人	133 人	114人	114人	95 人	108人
7歳	151人	112人	118人	128 人	136 人	108人	136人	117人	117人	98人
8歳	125 人	151人	114人	121人	131人	139 人	110人	140 人	119人	120人
9歳	151 人	131 人	148 人	117人	124人	133 人	141 人	112人	141 人	121人
10 歳	156 人	152 人	133 人	150 人	119人	127人	136 人	144 人	114人	145 人
11 歳	169 人	154 人	151 人	134 人	150 人	118人	125人	135 人	143 人	113人

※2024年度までは住民基本台帳(各年度4月1日現在)の人口、2025年度以降は独自に推計した。

(4)教育・保育の量の見込みと確保の方策

①1号認定:満3歳以上の幼児教育を希望する就学前の子ども

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	90人	87人	100人	100人	100人	100人	100人
確保量(B:実人数/年)	160人	160 人	160 人	160人	160人	160 人	160人
差 (B-A)	70 人	73 人	60人	60人	60人	60人	60人

【確保の方策】

- ○町内の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分の定員により、必要な量を確保しています。
- ○二一ズに応じて町外の幼稚園及び認定こども園とも連携して、量の確保に努めます。

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

②2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度						
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	152 人	167人	160 人	160 人	160 人	160 人	160人
確保量(B:実人数/年)	165 人	165 人	173 人				
差 (B-A)	13 人	▲2人	13 人				

【確保の方策】

○町立保育所と民間の保育園・認定こども園と連携を図り、必要な量の確保に努めます。

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

③3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

0歳児	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	15人	16人	21人	21人	21人	21人	21人
確保量(B:実人数/年)	21 人	21 人	21 人	21 人	21人	21 人	21 人
差(B-A)	6人	5人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○町立保育所と民間の保育園・認定こども園において、必要量の確保に努めます。また、ニーズに応じて 町外の施設との調整を行います。

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

1 歳児	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	36 人	39 人	40 人				
確保量(B:実人数/年)	48 人						
差 (B-A)	12 人	9人	8人	8人	8人	8人	8人

【確保の方策】

○町立保育所と民間の保育園・認定こども園において、必要量の確保に努めます。また、ニーズに応じて 町外の施設との調整を行います。

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

2歳児	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	55人	44 人	50人	50人	50人	50人	50人
確保量(B:実人数/年)	56人						
差 (B-A)	1人	12人	6人	6人	6人	6人	6人

【確保の方策】

○町立保育所と保育園・認定こども園で必要量を確保しています。

※利用実績・量の見込みは、各年度4月1日の値です。

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
基 本空	年度						
利用実績・量の見込み(か所/年)	1か所	1 か所	1 か所	1 か所	1か所	1 か所	1か所

【確保の方策】

○子育て支援センターに専門職を配置し、利用者の個別ニーズに応じた情報提供、相談支援を行います。

※基本型:身近な場所で情報提供や相談支援を行います。

地域子育で相談機関 [※]	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度						
利用実績・量の見込み(か所/年)	1か所	1 か所	1か所	1か所	1か所	1 か所	1か所

【確保の方策】

○子育て支援センターに専門職を配置し、相談内容に応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげます。

○必要に応じて、より専門的かつ包括的な相談対応が可能であるこども家庭センターと情報共有します。

※地域子育て相談機関:こども家庭センターと連携し、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うほか、子育て支援に関する情報提供などを行います。

特定型※	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
10,60	年度						
利用実績・量の見込み(か所/年)	0 か所						

【確保の方策】

○本町では基本型、地域子育て相談機関、こども家庭センター型により、必要な対応を行います。

※特定型:主として市町村窓口において、子育て家庭のニーズと特定の施設等を適切に結びつけて利用調整を図ります。

こども家庭センター型**	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
ここの外庭にファー主	年度						
利用実績・量の見込み(か所/年)	1か所						

【確保の方策】

- ○子ども未来課にこども家庭センターを設置します。
- ○専門職を配置して関係機関と連携した支援を行います。
- ※ こども家庭センター型:母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に対し、保健師・栄養士等が専門的な立場から相談支援等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

子育て親子の交流等を促進する場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、 助言その他の援助を行います。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	8,806人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人
利用実績・量の見込み(か所/年)	1か所	1か所	1か所	1 か所	1か所	1か所	1か所
確保量(B:延べ人数/年)	7,500人	7,500人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人
差 (B-A)	▲1,306人	▲1,300人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○子育て支援センターに専門職を配置し、子育てについての相談対応を行います。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:回/年)	808 回	839 回	960 回				
確保量(B:回/年)	1,400 回	1,400 回	1,120 🗆	1,120 回	1,120 回	1,120 回	1,120 回
差 (B-A)	592 回	561 回	160 回				

【確保の方策】

- ○宮城県医師会と連携し、県内医療機関で健康診査を受けられる体制を整備します。
- ○里帰り出産などで県外の医療機関で健康診査を受けた場合は、健康診査の費用を助成します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業)

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳 児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に 応じ、助言その他の援助を行います。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	74 人	70 人	80人	80人	80人	80 人	80人
確保量(B:延べ人数/年)	100人						
差 (B-A)	30人	30人	20人	20人	20人	20人	20人

【確保の方策】

○訪問に従事する助産師・保健師を確保し、すべての対象家庭を訪問できる体制を整備します。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度						
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	7人	6人	15人	15人	15人	15 人	15人
確保量(B:延べ人数/年)	15 人	15 人	15 人	15 人	15人	15 人	15人
差 (B-A)	8人	9人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○訪問に従事する助産師・保健師を確保し、速やかに対象家庭を訪問できる体制を整備します。

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度						
利用実績・量の見込み(A)	0人						
確保量(B)	0人						
差 (B-A)	0人						

【確保の方策】

○利用実績はなく、また、本町単独での体制整備は困難であることから、必要に応じて、県など関係機 関と連携し、児童養護施設等の利用を調整します。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の 援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整等を行 う事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	1人	30 人					
確保量(B:延べ人数/年)	100人						
差(B-A)	99 人	70 人					

【確保の方策】

○実施主体である町社会福祉協議会と連携して会員を募集し、必要な量の確保を図ります。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児または幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

幼稚園型	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
初作图空	年度						
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	2,544人	3,100人	2,800人	2,800人	2,800人	2,800人	2,800人
施設数実数(か所)	4 か所						
確保量(B:延べ人数/年)	3,200人						
差(B-A)	656 人	100人	400 人				

【確保の方策】

○既存の幼稚園、認定こども園の受け入れ体制で必要量を確保しています。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

幼稚園型以外	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	809 人	430 人	900人	900人	900 人	900 人	900人
施設数実数(か所)	1か所	1 か所	1か所	1か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保量(B:延べ人数/年)	1,200人						
差 (B-A)	391 人	770 人	300人	300人	300人	300人	300人

【確保の方策】

○遠山保育所かきのみ組で必要量を確保しています。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績·量の見込み(A:実人数/年)	28 人	30 人	30人				
確保量(B:実人数/年)	30 人	30人					
差 (B-A)	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○町内の一部の保育園、認定こども園で事業を実施しています。今後も施設と連携し、必要数の確保に 努めます。

(10) 病児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅を訪問し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

病児・病後児対応型**	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人						
確保量(B:実人数/年)	0人						
差(B-A)	0人						

【確保の方策】

○これまで利用実績はありません。医療施設の整備や医療専門職の確保など、町単独での体制整備が困難なため、個別の事情に応じて関係機関や医療機関と連携して対応します。

※病児・病後児対応型:病気の子どもを病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業の ための専用施設で一時的に保育する事業。

体調不良児対応型**	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人						
確保量(B:実人数/年)	0人						
差 (B-A)	0人						

【確保の方策】

○これまで利用実績はありません。医療施設の整備や医療専門職の確保など、町単独での体制整備が困難なため、個別の事情に応じて関係機関や医療機関と連携して対応します。

※体調不良児対応型:保育中に体調不良となった子どもを、保育所等の医務室などで緊急的な対応を図る 事業。

非施設型(訪問型)※	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	0人						
確保量(B:実人数/年)	0人						
差 (B-A)	0人						

【確保の方策】

○これまで利用実績はありません。医療施設の整備や医療専門職の確保など、町単独での体制整備が困難なため、個別の事情に応じて関係機関や医療機関と連携して対応します。

※非施設型(訪問型):病気の子どもを、当該子どもの自宅において一時的に保育する事業。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び 及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	165 人	156 人	165 人	165 人	165 人	165 人	165人
1年生	46 人	52 人	51 人	51人	51人	51人	51人
2年生	51 人	34 人	46 人				
3年生	37人	49 人	43 人				
4年生	18 人	17人	17人	17人	17人	17人	17人
5年生	11人	3人	6人	6人	6人	6人	6人
6年生	2人	1人	2人	2人	2人	2人	2人
確保量(B:実人数/年)	170 人	200 人	252 人				
差 (B-A)	5人	44 人	87人	87人	87人	87人	87人

【確保の方策】

- ○3つの小学校区ごとに、放課後児童クラブを設置します。
- ○必要に応じて、教育委員会と協議し、小学校の空き教室を活用した事業の実施を検討します。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(12) 子育て世帯訪問支援事業 【2025 年度から計画に盛り込まれた事業です】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、訪問 支援員が家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の 支援を行う事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	29 人	20人	30人	30人	30人	30 人	30人
確保量(B:延べ人数/年)	100人						
差 (B-A)	71 人	80人	70 人	70 人	70人	70 人	70 人

【確保の方策】

○町社会福祉協議会に訪問支援を委託して必要量を確保しています。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

※2023年度まで養育支援訪問事業として行われていた事業です。

(13) 児童育成支援拠点事業 【2025年度から計画に盛り込まれた事業です】

養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント (評価)し、関係機関と連絡調整を行う事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	-	-	0人	人 0	人0	人 0	0人
確保量(B:実人数/年)	_	_	0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)	_	_	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○本町単独での体制整備は困難であるため、個別の事情に応じて、関係機関と連携して対応 します。

(14) 親子関係形成支援事業 【2025年度から計画に盛り込まれた事業です】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、 情報提供や相談、助言を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ることを支援する事業 です。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028 年度	2029
	年度	年度	年度	年度	年度	平 歧	年度
利用実績・量の見込み	_	_	0人	0人	0人	0人	0人
(A:実人数/年)						0,1	0,1
確保量(B:実人数/年)	_	_	0人	0人	0人	0人	0人
差 (B-A)	_	_	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○今後の状況に応じて事業の実施を検討することとし、当面は個別の支援で対応します。

(15) 産後ケア事業 【2025年度から計画に盛り込まれた事業です】

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための事業です。

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	7人	40 人					
確保量(B:延べ人数/年)	20人	70 人	70 人	70 人	70 人	70人	70 人
差 (B-A)	13 人	30人	30人	30人	30人	30人	30人

【確保の方策】

○宮城県医師会と宮城県助産師会に協力をいただき、県内の指定医療機関・指定助産院での実施体制を 確保しています。

※2024年度の利用実績は、見込みによる値です。

(16) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

【2025年度から計画に盛り込まれた事業です】

生後6か月から3歳未満で、教育・保育給付を受けていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
利用実績・量の見込み (A:延べ人数/年)	_	-	_	120人	120人	120 人	120人
確保量(B:延べ人数/年)	_	_	_	120 人	120人	120人	120人
差 (B-A)	_	_	_	0人	0人	0人	0人

【確保の方策】

○2026年度から遠山保育所にて事業を実施するよう準備を進めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 【2025 年度から計画に盛り込まれた事業です】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に対応し、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体的に実施する事業です。

		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用実績・量の見込	妊娠届出数	_	_	80 人				
み	1人当たり面談回数	_	_	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
(A:回/年)	面談実施合計回数	_	_	160 回				
確保量(B:回/	年)	_	_	_	240 回	240 回	240 回	240 回
差 (B-A)		_	_	_	80 回	80 回	80 回	80 回

【確保の方策】

○こども家庭センターで事業を実施することとし、対象者全員に必要な面談を行います。

(18) 実費徴収に係る補足給付事業 【2025 年度から計画に盛り込まれた事業です】

低所得で生計が困難である家庭に対し、幼稚園、保育園、認定こども園に支払う実費 徴収額の一部を補助する事業です。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	年度						
利用実績・量の見込み (A:実人数/年)	12人	12人	20 人	20 人	20人	20 人	20人
確保量(B:実人数/年)	20 人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
差 (B-A)	0人						

【確保の方策】

○国の実施要綱に基づく事業実施のため、必要な予算の確保に努めます。